



金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年7月10日

長野県公安委員会委員長 山浦 悅子

**長野県公安委員会規則第4号**

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則（昭和32年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第10条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条の見出しを「(帳簿等)」に改め、同条第1項中「金属くず台帳」を「帳簿」に改め、同条第2項中「第11条第3項」を「第11条第2項」に、「金属くず台帳の損傷」を「毀損」に、「金属くず台帳損傷等届書」を「金属くず台帳等毀損等届出書」に改め、同条第3項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改め、「金属くず台帳の」を削り、「金属くず台帳廃棄承認申請書」を「金属くず台帳等廃棄承認申請書」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(確認等をする取引の金額の下限)

第9条 条例第10条の公安委員会規則で定める金額は、100円とする。

様式第5号中「(第6条、第8条、第15条関係)」を「(第6条、

第8条、第16条関係)」に改める。

様式第13号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

様式第14号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「金属くず台帳損傷等届書」を「金属くず台帳等毀損等届出書」に、「を損傷」を「(電磁的方法による記録)を毀損」に、「盗難」を「滅失」に、「の損傷」を「又は電磁的方法による記録の毀損」に改める。

様式第15号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「金属くず台帳廃棄承認申請書」を「金属くず台帳等廃棄承認申請書」に、「を廃棄したい」を「(電磁的方法による記録)を廃棄したい」に、「を廃棄しよう」を「又は電磁的方法による記録を廃棄しよう」に、「(添付書類)

を「(添付書類) 金属くず台帳又は電磁的方法

による記録を用紙に出力したもの」に改める。

様式第16号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

様式第17号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

様式第18号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

様式第19号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

様式第20号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

様式第21号から様式第25号までの規定中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

生活安全企画課



**長野県告示第361号**

平成26年3月31日専決処分した平成25年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

平成25年度長野県一般会計補正予算（第8号）

(単位：千円)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	194,425,484	1,622,512	196,047,996
3 地 方 譲 与 税	31,428,001	5,387,541	36,815,542
5 地 方 交 付 税	216,619,596	2,225,292	218,844,888
6 交通安全対策特別交付金	844,000	△ 57,614	786,386
7 分担金及び負担金	2,038,573	△ 37,999	2,000,574
9 国 庫 支 出 金	122,259,836	△ 1,057,279	121,202,557
10 財 産 収 入	2,048,735	894,328	2,943,063
11 寄 付 金	113,687	9,805	123,492
12 繰 入 金	28,025,282	△ 2,664,204	25,361,078
14 諸 収 入	62,760,666	525,451	63,286,117
15 県 債	120,830,134	△ 3,088,000	117,742,134
歳 入 合 計	839,864,996	3,759,833	843,624,829

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	47,020,453	6,312,436	53,332,889
7 農林水産業費	46,750,963	△ 88,615	46,662,348
9 土木費	106,016,721	△ 1,429,356	104,587,365
10 警察費	42,110,172	△ 148,267	41,961,905
11 教育費	191,440,806	△ 869,436	190,571,370
12 災害復旧費	5,184,718	△ 16,929	5,167,789
歳出合計	839,864,996	3,759,833	843,624,829

## 2 地方債補正

並行在来線整備事業費ほか14件 限度額 △ 3,088,000 千円

財政課

## 長野県告示第362号

平成26年7月4日成立した平成26年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部守一

## 平成26年度長野県一般会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	213,499,000	2,000,000	215,499,000
9 国庫支出金	98,182,992	7,534,993	105,717,985
10 財産収入	1,840,713	42	1,840,755
12 繰入金	34,136,099	287,247	34,423,346
13 繰越金	1	1,076,972	1,076,973
歳入合計	849,123,396	10,899,254	860,022,650

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	41,021,630	20,465	41,042,095
3 民生費	109,698,304	16,000	109,714,304
4 衛生費	22,935,438	109,700	23,045,138
5 労働費	5,418,261	1,000	5,419,261
6 環境費	2,820,634	5,741	2,826,375
7 農林水産業費	48,860,267	10,605,158	59,465,425
8 商工費	80,554,996	1,000	80,555,996
9 土木費	93,595,416	81,985	93,677,401
10 警察費	42,736,764	1,215	42,737,979
11 教育費	198,354,052	56,990	198,411,042
歳出合計	849,123,396	10,899,254	860,022,650

## 2 債務負担行為補正

農作物等災害経営支援利子助成 限度額 32,065 千円

財政課

**長野県告示第363号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
三輪土屋薬局	長野市三輪5-43-18	平成26年7月1日
調剤薬局 マツモトキヨシ伊那日影店	伊那市日影56	平成26年7月1日
訪問看護ステーションふれあい	上伊那郡箕輪町大字中箕輪13768-1	平成26年7月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第364号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
有限会社 常田薬局 上田市常田2-15-1	有限会社 常田薬局 上田市常田2-14-18	平成26年6月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第365号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
コウズケヤ薬局海野町	上田市中央2-12-12	平成26年5月31日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第366号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、次のとおり種畜証明書を交付しました。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

種畜証明書番号	家畜の種類	品種	名前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第31420990001号	豚	ランドレース種	ロンハウク シシュウ ナガノチクシ 5 0328 (日豚L子 LL20-A000006)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990002号	豚	ランドレース種	ロンハウク シシュウ ナガノチクシ 5 0332 (日豚L子 LL20-A000007)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990003号	豚	大ヨーキャー種	ナガヨーカク ナガチク ナガノチクシ 7 0276 (日豚W子 WW20-A000004)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990004号	豚	大ヨーキャー種	ナガヨーカク ナガチク ナガノチクシ 7 0278 (日豚W子 WW20-A000005)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990005号	豚	デュロック種	サカラ ユメカラ ナガノチクシ 2 0596 (日豚D種 DD20-A000006)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990006号	豚	デュロック種	ユメカラ サカラ ナガノチクシ 1 0106 (日豚D種 DD20-A000007)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990007号	豚	デュロック種	ユメカラ サカラ ナガノチクシ 1 0122 (日豚D種 DD20-A000008)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990008号	豚	デュロック種	ユメカラ サカラ ナガノチクシ 1 0130 (日豚D子 DD20-A000009)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990009号	豚	バーキャー種	デスマーレード シムコ ナガノチクシ 4 0372 (日豚B種 BB20-A000016)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990010号	豚	バーキャー種	ビッグ ソース ナガノチクシ 1 0044 (日豚B種 BB20-A000025)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円
第31420990011号	豚	ヨーキャー種	グレースパンク ハンター ナガノチクシ 8 0284 (日豚Y子 YY20-A000003)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	平成26年6月30日 ～ 平成27年6月29日	長野県内 一円

園芸畜産課

## 長野県告示第367号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
松本市安曇4466の43
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

森林づくり推進課

**長野県告示第368号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市駄科1229の8、1229の9

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

**長野県告示第369号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市長野原102の61（次の図に示す部分に限る。）、102の105、駄科1229の5

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第370号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成26年7月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）の変更の届出がありました。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	佐久獣医師会	佐久市瀬戸中庭 1111-179	佐久市瀬戸中庭 1111-179
旧	長野県獣医師会佐 久支部		佐久家畜保健衛生 所内

会 計 課

**長野県木曽建設事務所告示第8号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年7月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年7月10日

長野県木曽建設事務所長 塩 入 信 一

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 開田三岳福島線

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町三岳8637番地先から 木曽郡木曽町三岳8599番の1地先まで	旧	m 9.8~49.3	km 0.2687
同上	新	m 9.8~56.0	km 0.2687

道路管理課

**選告示第27号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、長野県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成26年7月10日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
信越放送株式会社	1	信越放送株式会社	1
長野朝日放送株式会社	1		
株式会社長野放送	1		

選挙管理委員会

**選告示第28号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、長野県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めます。

平成26年7月10日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

日本放送協会

信越放送株式会社

長野朝日放送株式会社

株式会社長野放送

選挙管理委員会